

## 三種町移住支援金交付要綱

### (趣旨)

第1条 三種町（以下「町」という。）は、秋田県総合計画及び三種町みらい創造プランに基づき、町内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、秋田県（以下「県」という。）と共同して行う第2期秋田県移住・就業支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から町に移住した者が移住支援金の要件を満たした場合に予算の範囲内において移住支援金を交付することとする。

2 当該移住支援金の交付については、第2期秋田県移住・就業支援事業実施要領（以下「県実施要領」という。）、法令等の定めるところによるほか、この告示に定めるところによるものとする。

### (交付金額)

第2条 移住支援金の金額は、2人以上の世帯の場合にあっては100万円（ただし、同一世帯に移住支援金の支給要件に該当する者が複数いる場合にあっては当該世帯のうち支給対象者はいずれか1人とする。）、単身世帯の場合にあっては60万円とする。

2 18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき100万円を加算する。

### (対象者要件)

第3条 申請時において、第1号に定める要件を満たし、かつ、第2号、第3号、第4号又は第5号の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては第6号の要件を満たす申請者を対象とする。

(1) 移住等に関する要件 次に掲げるア、イ及びウに該当すること。

ア 移住元に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうち条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置

法(昭和44年法律第79号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)をいう。以下同じ。)以外に在住し、東京23区内への通勤(雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。)をしていたこと。

(イ) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。(ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3箇月前までを当該1年の起算点とすることができる。)

(ウ) ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

イ 移住先に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 移住支援金の申請時において、転入後3箇月以上1年以内であること。

(イ) 町に移住支援金の申請日から5年以上継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) 申請者は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、

18歳以上となり、県及び町が認める場合を除く。

(エ) その他県及び町が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 就職に関する要件

ア 一般の場合 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 就業先が、都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

(ウ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

(エ) 求人への応募日が、マッチングサイトに(イ)の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

(オ) 当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(カ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(キ) 当該就業に当たって、国の他の補助金の交付を受けていないこと。

イ 専門人材の場合 内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して移住及び就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏の条件不利地域に所在すること。

(イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

(ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

- (3) テレワークに関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。
- ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
  - イ 移住先でテレワークにより勤務する（原則、恒常的に通勤しない。）こととし、かつ、週20時間以上テレワークを実施すること。
  - ウ 地域未来交付金（デジタル実装型）又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。
- (4) 本事業における関係人口に関する要件 町や地域の人々と関わりを有する者（以下「関係人口」という。）のうち、町が当該移住希望者を個別に本事業における関係人口と認め、かつ、次に掲げるア及びイに該当すること。
- ア 支給対象者の要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。
    - (ア) 転入時の年齢が49歳以下である。
    - (イ) 町が主催、共催又は補助金を交付した事業への参加経験を有する者。ただし、参加経験が証明できる事業に限る。
  - イ 地域の担い手確保の要件 次に掲げる事項のいずれかに該当すること。
    - (ア) 町内で農林水産業に就業する者
    - (イ) 町内で家業等に就業する者
    - (ウ) 町が認めた企業等に就業する者
    - (エ) 町の地域おこし協力隊に着任し、町に移住支援金を申請した日から5年以上継続して居住し、地域の担い手として活動する意向がある者。
    - (オ) 町で新たに事業を営む者
    - (カ) 町や地域づくり団体等に関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組に恒常的に参加しており、移住後も継続する意向がある者
- (5) 起業に関する要件 県が実施する起業支援事業（地域課題解決枠）に係る起業支援金の交付決定を受けていること。
- (6) 世帯に関する要件(世帯向けの金額を申請する場合のみ) 次に掲げる事項の全てに該当すること。
- (ア) 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属

していたこと。

(イ) 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

(ウ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、県において移住支援金交付事業の詳細が移住希望者に対して公表された後に転入したこと。

(エ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後3箇月以上1年以内であること。

(オ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付申請)

第4条 移住支援金の申請者は、三種町移住支援金交付申請書(様式第1号)、就業証明書(様式第2号-1、様式第2号-2)及び本人確認書類に加え、前条第1号の要件を満たし、かつ、同条第2号から第5号までのいずれかの要件に該当することを証する書類を町長に提出しなければならない。ただし、世帯の申請をする場合にあっては、本文に掲げる書類に加えて前条第6号の要件を満たすことを証する書類を併せて町長に提出しなければならない。

(交付決定等の通知)

第5条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに移住支援金交付決定通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知する。

2 前項の審査の結果、移住支援金の交付が不相当であると認めるとき又は予算上の理由等により当該年度における移住支援金の交付が不可能であるときは、その旨を申請者に通知する。

(支援金の請求)

第6条 前条の規定により移住支援金の交付決定を受けた者が移住支援金の交付を受けようとするときは、交付決定を受けた日から30日以内に、三種町移住支援金交付請求書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(支援金の交付)

第7条 交付決定を行った申請者に対しては、申請から3箇月以内に移住支援金の交付を行う。

(交付決定通知書の再交付)

第8条 申請者が補助金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、移住支援金交付決定通知書再交付申請書(様式第5号。以下「再交付申請書」という。)を町長に提出しなければならない。

(再交付決定及び通知)

第9条 町長は前条に規定する再交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに移住支援金交付決定通知書〔再交付〕(様式第6号)により、申請者に交付する。

(報告及び立入調査)

第10条 県及び町は、第2期秋田県移住・就業支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、第2期秋田県移住・就業支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(就業状況等の異動届出)

第11条 移住支援金の交付決定を受けた者は、交付決定を受けた日から5年間に於いてその住所及び就業先について異動があった場合は、住所等変更届出書(様式第7号)により町に届出をしなければならない。

(返還請求)

第12条 町長は、移住支援金の交付を受けた者が次の第1号又は第2号の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして県及び町が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還は次の各号に該当するときとする。

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 移住支援金の申請日から3年未満に移住支援金を受給した町から転出した場合

ウ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

ア 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に移住支援金を受給した町から転出した場合

(雑則)

第13条 この告示に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、県と町が協議して定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行し、この告示の施行後に町に転入した移住者について適用する。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。